

市・県民税、所得税の申告は正しくお早目に！

申告期限は **3月15日** (月)

個人事業者の消費税・地方消費税の申告期限  
**3月31日** (水)

【市・県民税の問い合わせ先】  
市民税課（市役所3階南）  
☎(55) 2734  
☎(53) 0974  
※市・県民税申告書は、市民税課窓口及び各地区まちづくりセンターにあります。

平成21年分の市・県民税、所得税の申告時期になりました。期限までに申告をお願いします。

なお、所得税の確定申告をした人は、原則として市・県民税の申告をする必要はありません。

※市・県民税と所得税では、申告会場が異なりますのでご注意ください。

※市・県民税の申告会場（出張受付会場を含む）では確定申告の受け付けは行いませんのでご注意ください。

## 市・県民税

### ◆申告相談・受付

とき

2月16日(火)  
～3月15日(月)

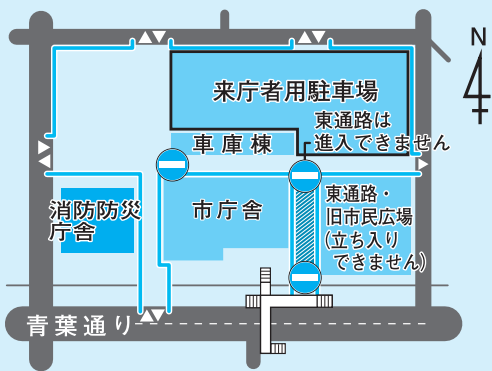
9時～17時

(土・日曜日を除く)

ところ

消防防災庁舎7階

大会議室



### ◆各地区まちづくりセンターでの出張受付

とき	ところ
18日(木)	松野
19日(金)	浮島
22日(月)	吉永
23日(火)	須津
24日(水)	原田
25日(木)	元吉
26日(金)	田子浦

受付時間 9:00～16:00

とき	ところ
1日(月)	富士南
2日(火)	富士駅南
3日(水)	富士駅北
4日(木)	岩松
5日(金)	神戸
8日(月)	大淵
9日(火)	丘
10日(水)	鷹岡
11日(木)	天間
12日(金)	富士川

### ◆郵送による申告

【市・県民税申告書送付先】

〒417-1860

富士市役所市民税課

### ◎平成22年度の主な改正点

●住宅ローン減税の申告は不要になりました

平成21年度まで申告が必要だった市・県民税の住宅ローン減税は、確定申告書及び年末調整の済んだ給与支払報告書をもとに計算しますので、平成22年度から申告が不要になりました。ただし、山林所得を有する人または変動所得・臨時所得を有し平均課税の適用を受ける人は、申告することで有利になる場合があります。

●市・県民税の寄附金控除の対象が拡充されました

市・県民税の寄附金控除の対象に、地域における住民の福祉の増進に寄与する法人または団体のうち、静岡県及び富士市がそれぞれ条例で定めるものが追加されました。ただし、富士市以外で課税される人は、課税される都道府県・市区町村の条例によって異なりますので、ご注意ください。

### 申告方法

確定申告の際、寄附先から発行された寄附金受領証明書などを添付してください。

なお、市・県民税のみで寄附金控除を受ける場合は、寄附金税額控除申告書を住所地の市区町村に提出してください。



# 所得税

## ◆確定申告会場

とき

2月16日(火)

～3月15日(月)

9時～17時

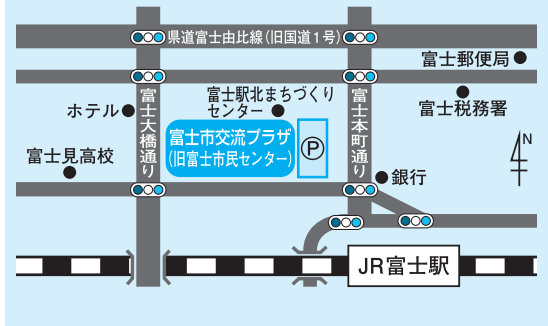
(土・日曜日を除く)

ところ

富士市交流プラザ2階

多目的ホール

(旧富士市民センター)



会場では、主にパソコンを利用して、皆さん自身に確定申告書を作成していただきます。職員がアドバイスしますので、ご不明な点はお尋ねください。

なお、開設期間中は、富士税務署庁舎内では申告書などの作成指導は行いません。

また、「所得税の確定申告書の手引き」や「書き方」を参考に、確定申告書や収支内訳書などを作成するコーナーも設置します。駐車場は大変混雑することが予想されますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

※申告会場は大変混雑します。申告書などではできるだけ自分

## ◆税理士による 無料税務相談

とき

2月16日(火)～23日(火)

9時30分～12時

13時～16時

(土・日曜日を除く)

ところ

富士商工会議所、鷹岡

まちづくりセンター

### ★対象

- ①前年分の所得金額が300万円以下の人
- ②消費税課税事業者は、平成19年分の課税売上が3000万円以下で、かつ①に該当する人

### ★持ち物

- ・税務署から送付した平成21年分の所得税や消費税の確定申告書など
- ・源泉徴収票、各種控除の証明書・領収書など
- ・印鑑、預貯金口座番号のわかるもの、電卓、筆記用具

※譲渡、山林所得及び贈与税の申告をする人など、相談に対応できない場合がありますのでご注意ください。

## ◆インターネットで

どこでも申告・納税!

e-Tax(国税電子申告・納税システム)

### ★自宅で電子申告

自宅から国税庁ウェブサイト「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Taxに送信できます。

### ★最高5000円の税額控除

平成21年分の所得税の確定申告を、本人の電子署名及び電子証明書をつけて、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5000円の控除を受けることができ、平成19・20年分の確定申告で、この控除の適用を受けた人は受けられません。

### ★添付書類の提出を省略

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容を入力して送信することにより、提出または提示を省略することができます(確定申告期限から3年間、書類の提出や提示を求められることがあります)。

### ★還付金が速やかに

e-Taxで申告した還付申告は早期処理されます(3週間程度で還付金が振り込まれます)。

## ◆振替納税が便利

納税には、安全で便利な、金融機関での口座振替による納税がお勧めです。振替納税は、申告期限までに申告書を提出し、「預貯金口座振替依頼書」を提出した場合に限り利用できます。

### 口座振替方法

「預貯金口座振替依頼書」に住所、氏名、金融機関名、預貯金口座名などを記入し、金融機関への届出印を押印して、税務署または金融機関に提出してください。

「預貯金口座振替依頼書」は、税務署や金融機関に備えつけてあるほか、国税庁ウェブサイトからもダウンロードできます。

## 【確定申告の問い合わせ先】

富士税務署

☎(61)2460